

15 松環第 001821 号

平成 28 年 2 月 9 日

合同会社松阪飯南ウインドファーム
代表社員リニューアブル・ジャパン株式会社
職務執行者 眞邊 勝仁 様

三重県松阪市長 竹上 真人



(仮称) 松阪飯南ウインドファーム発電所に係る
計画段階環境配慮書について (意見)

平成 27 年 12 月 1 日付 (平成 27 年 12 月 17 日受理) 御社より提出のご依頼がありました、環境影響評価法第 3 条の 7 第 1 項の規定に基づく (仮称) 松阪飯南ウインドファーム発電所に係る計画段階環境配慮書に対する環境保全の見地からの意見は、次のとおりです。

記

1. 総論

(1) 本事業計画に関し、特に事業実施想定区域近傍に居住する住民 (以下「地域住民」という。) が、風力発電設備及び取付道路等の附帯施設・設備 (以下「風力発電設備等」という。) の大規模且つ長期にわたる開発の過程及び運用に当たり、健康、生活環境、景観及び災害等への影響について懸念を抱くことについては、言を俟たない。そうした地域住民の懸念に真摯に向き合い、それらへの影響に対し最大限の努力で極力回避又は最小限に留めるよう配慮し、事業者としての説明責任を果たすとともに、地域住民の理解を前提とし事業を進めること。

(2) 事業実施想定区域の設定並びに風力発電設備等の位置・規模又は構造・配置 (以下「配置等」という。) の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(3) 本事業の事業実施想定区域の近接区域では、他事業者による風力発電事業が環境影響評価手続中であることから、双方の事業を個別ではなく連続するものと捉え、地域住民、当該他事業者及び松阪市との協議・調整に協力するよう努めること。また他事業者が計画している風力発電設備等のうち、本事業との累積的な環境影響が懸念されるものについては、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報共有、必要に応じた合同調査等に努め、そこで得られた情報を考慮した上で工事から供用開始後までを見据えた事業内容について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配

置等を検討すること。

(4) 事業実施想定区域及びその周辺の土地所有者及び林業、畜産業、水産業、農業等各関係者にあつては、環境変化により受ける影響が大きいことから、事業計画、環境影響評価に関する情報を積極的に提供し、理解を得るとともに、土地管理並びに生業等への支障がないようにすること。

(5) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音・低周波音等の影響

地域住民にとって騒音・低周波音等については、最も得たい情報の一つであることから、機種を選定理由を明らかにするなど、より詳しい説明を今後の手続きにおいて記載すること。また騒音・低周波音の予測・評価等において重要であるので、機種 of 諸元等を具体的に示し、事業実施想定区域周辺の気象要件も加味したより正確な模擬実験結果が得られるよう努めること。

それらを踏まえ、工事中及び供用開始後に懸念される騒音及び低周波音等について、最新の知見等に基づき適正な環境影響の調査、予測、評価の結果を以って、風力発電設備等の配置の検討等により、騒音又は低周波音等の影響について極力回避又は低減を図ること。

(2) 長期的な事業計画について

永続的に居住する地域住民に対しては、風力発電設備等の建設から運用時の環境影響評価は勿論、風車の建て替え等設備の更新予定、事業廃止時の撤去工事あるいは廃止後に至るまでの長期的な事業計画を示し、それら環境への影響についての対策を今後の手続きにおいて示すよう努められたい。さらに、発電設備製造、運搬、建設工事由来なども含め、総合的な温室効果ガス削減効果の評価について、可能な限り示されたい。

(3) 生態系に対する影響

事業実施想定区域周辺は、乾燥しやすい地形であり、立木の伐採によりさらに乾燥が進むことになる。例えば乾燥が原因で徐々に衰退していくような植物については、直ちに影響が確認されないことから評価がされにくいと考えられる。長期的に調査を必要とするものについては稼働後も長期的な調査を行われたい。また、環境影響評価においては、類似条件での生物調査の結果等他の事例の調査を確認されるなど、可能な限り情報を収集し評価に生かされたい。

国指定特別天然記念物であるカモシカについては、近年低地化の傾向があり、事業実施想定区域及びその周辺にあつても活動域である可能性が極めて高い。また国指定天然記念